

# 確認表

会社名：	営業所名：	倉庫名：
------	-------	------

項目番号	確認項目	別添書類	
		番号	名称
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること (以下をマークすること)		
	1 建築基準法の規定に適合している。又は建築基準法第6条第1項各号に該当しない倉庫であって、消防法第17条第1項、港湾法第40条第1項、都市計画法第29条第1項若しくは第2項いずれかに該当する場合は、これら該当する規定に適合している		
3	土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物であること  ただし、鋼材その他の重量物の保管のため、天井走行クレーン等の固定荷役機械を設置しており、周囲に壁を設けることができない倉庫にあっては、国土交通大臣が別に定めるところによる		
4	軸組み、外壁又は荷ずり及び床の強度が、国土交通大臣の定める基準に適合していること (4-1、4-2のいずれかをマークし、4-3をマークすること)		
	1 軸組み、外壁又は荷ずりが、2,500N/m <sup>2</sup> 以上の荷重に耐える強度を有していると認められる		
	2 荷崩れのおそれのない措置が講じられている		
	3 床が3,900N/m <sup>2</sup> 以上の荷重に耐える強度を有していると認められる		
9	危険物等を取り扱う施設その他の国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては、国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること (9-1、9-2のいずれかをマークすること。なお、9-2の場合は9-2-1から9-2-4のうち該当するものにマークすること)		
	1 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在しない		
	2 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在する		
	1 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設と当該倉庫との間に災害防止に目的を達することができる自立した工作物が設けられている		
	2 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設の屋根及び外壁が耐火構造であり、かつ、当該倉庫に面する外壁に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2口に定める防火戸を有する		
	3 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について防火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2口に定める防火戸を有する		
4 付近に危険物等取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について耐火構造または準耐火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法施行令第112条第14項第1号に規定する構造の防火戸を有する			
10	倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあっては、当該施設が、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること (10-1、10-2のいずれかをマークすること)		
	1 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられていない		
	2 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合には、不燃材料の床又は壁若しくは建築基準法第2条第9号の2口に定める防火設備で区画されている		
11	消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第6条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること(この場合において、倉庫の延べ面積が150平方メートル未満であるときは、これを延べ面積が150平方メートルの倉庫とみなして、同規則第6条の規定を適用する)		

項目 番号	確認項目	別添書類	
		番号	名称
12	国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること(以下をマークすること)		
1	夜間、倉庫の出入口周辺部の地上高1.5m部分において、2ルクス以上の照度が確保できるように屋外に照明が設けられている		
2	倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業法(昭和40年法律第117号)第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有する		

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

平成 年 月 日

印